

(文書処理上の記事)	文書番号	内閣法制局 発第 号	浄書
	受付	平成 年 月 日	校訂
	起案	平成24年 10 月 12 日	發送
	決裁 (供覧)	平成24年 10 月 12 日	10/15 関係者に 配布
	施行	平成 年 月 日	

10/15 関係者に配布

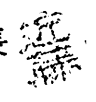
長 官



次 長



第一部長



溝口参事官



第二部長



北村参事官
太刀川参事官



第三部長

清水参事官
中村参事官
嶋参事官



第四部長



赤澤参事官
河西参事官



総務主幹

総務課長

調査官

課長補佐
専門官
事務官



起案者
文書係
電話 2-1-17番

(件名) 法令整備のための会議の議事要旨について

標記について、別添のとおり取りまとめましたので、供覧します。

※供覧後、当局関係職員に配布したい。

議題：別紙参照

内閣法制局

【平成24年法令整備会議議題】

○第1回

第1号 担当：北村参事官

一部改正法の施行に伴い制定される政令の題名及び制定文について

第2号 担当：中村参事官

読替適用規定中の読替部分の規定の仕方（法律番号の引用）について

第3号 担当：河西参事官

施行期日の異なる複数の条、項又は号の追加を一の政令改正において行うことによって条等の番号に一定の期間欠落が生じることについて

○第2回

第1号 担当：太刀川参事官

守秘義務の劣後を内容とする解釈規定について

第2号 担当：嶋参事官

法律の規定と同時に施行されるべき政令の施行期日の規定の仕方について

〔平成二四年法令整備会議第一回 議題第一号関係議事要旨〕

一部改正法の施行に伴い制定される政令の題名及び制定文について

(担当 北村参事官)

○ 議事要旨

1 題名については、次のような場合について、整備政令としているという意見があり、

(1) 整備法又は整備法に準ずるような法改正に伴い政令を制定する場合

(2) 所管省庁がまたがる政令を制定する場合や他省庁の法改正に伴い政令を制定する場合

(3) 改正する複数の政令がなぜ一緒に改正されるのか分かりにくい場合

一方で、次のような場合について、「A法施行令等の一部を改正する政令」としているという意見があった。

(1) 改正の内容、量を勘案し、代表選手となる政令がある場合

(2) 法改正に直接関係ない改正が含まれる場合

また、本則改正を前提とした議論だというが、どちらの改正方式をとるかによって、本則か附則かの整理が異なってくる場合があるとの意見があり、議題1(5)の提案については、意見の一致をみなかった。

2 制定文については、改正の動機、趣旨を示す「〇〇法の施行に伴い、」は用いないという意見が多かったが、整備政令のときは流れで入れているという意見があった。一方で、改正の動機、趣旨を示す「〇〇法の施行に伴い、」を用いることを通例としているという意見もあり、議題2(3)の提案について

は、意見の一致をみなかった。

一部改正法の施行に伴い制定される政令の題名及び制定文について

(担当 北村参事官)

一 議題

1 題名について

- (1) 一部改正法の施行に伴い制定される政令の題名について、近年の用例を調べてみると(資料1)、以下のような傾向が見られる。
- (2) 本則の条項数について見てみると、改正される政令が1つの場合は全て「A法施行令の一部を改正する政令」であり、2条立て以上の場合には条項数が増えるほど整備(整理)政令の形が多い。
- (3) 「A法及びB法の一部を改正する法律」の施行に伴い3以上の政令を改正する場合及び整備法の施行に伴い政令を制定する場合には、整備政令の形が多い。また、「A法の一部を改正する法律」の施行の場合は「A法施行令等の一部を改正する政令」、「A法等の一部を改正する法律」の施行の場合には整備政令の形をとる傾向がやや見られる。
- (4) なお、近年の国土交通省の例では、法改正に伴う政令改正と法改正に直接関係ない改正を併せて行う場合には、「整備等」の形で行っている。
- (5) 以上を踏まえ、法律の制定に伴い改正される政令の題名について、整備政令とする場合と「A法施行令等の一部を改正する政令」などとする場合とをどのように考えるべきか。また、「整備」、「整

備等」、「整理」で考え方が異なるか。例えば、2つの政令を改正する場合は「及び政令」、3以上の場合は、整備（整理）政令としたらどうか。

(6) なお、A法の改正に伴う政令改正について、A法施行令の附則で行うか整備政令として行うかについては、昭和五八年の法令整備会議で議論されている（資料2）が、今回の議論は関係政令を本則で改正する場合を前提としている。

2 制定文について

(1) 制定文において改正の動機、趣旨を示すために用いる「〇〇法の施行に伴い、」の表現については、昭和五九年の法令整備会議で議論されているが（資料3）、近年の用例を調べてみると、整備政令の場合には当該表現を用いる場合が多く、「A法施行令の一部を改正する政令」等の場合には当該表現を用いないことが多い。

(2) また、題名と制定文を見ても一部改正法の施行に伴う政令であるかどうか分からない場合でも、施行日でそれと分かる場合があり、そうでない場合には理由を見なければ分からないことになる（資料1）が、法律の一部の施行と併せて施行されるべき政令の施行日については、法律の一部の施行の日であることを明記することが意味あることとされている（資料4、なお、確定日の場合は、資料5）。

(3) 以上を踏まえ、「〇〇法の施行に伴い、」を用いる基準を定めるべきではないか。例えば、題名において法律の制定に伴う政令であることが明らかでない場合には、これを制定文で明示することとしたらどうか。

一部改正法の施行に伴う政令の題名について

政令の題名	件数	本則の条項数										元となる法律					制定文			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	A法	A法及びB法	A法等	整備法	対応せず※2	法施行に伴うと分かる			法施行に伴うと分からない
											以上						「伴い」のみ	「伴い」及び基づき	「伴い」、基づき	「基づき」のみ
① 整備に関する政令 (本則に廃止を含むものを除く。)	54		6	11	6	4	6	6	2		13	6	8	22	14	4	0	41	10	3
② 整備等に関する政令 (本則に廃止を含むものを除く。)	26			4	3		1	1	2	3	12	6	3	12	5	0	0	24	1	1
③ 整理に関する政令	21		2	4	4	3	2	4	1		1	5	3	8	3	2	13	5	3	0
④ A法施行令等の一部を改正する政令	36		6	17	4	2	1	2	1		3※3	12	2※4	17	1	4	1	31	1	3
⑤ A法施行令及びB法施行令の一部を改正する政令	24		24									6	8	9	0	1	2	19	0	3
⑥ A法施行令の一部を改正する政令	185	185										82	15	53	7	28	20	92	3	※5 70

※1 平成19年7月1日から平成24年7月13日までの間に公布された政令（法の制定又は廃止法の施行に伴うものを除く。）について記載。なお、表に記載したもの以外に以下のものがある。

- 整備及び経過措置に関する政令 : 18件
- 整備等及び経過措置に関する政令 : 10件
- 整理及び経過措置に関する政令 : 1件
- 整備に関する政令で廃止を含むもの : 2件
- 整備等に関する政令で廃止を含むもの : 8件

※2 「対応せず」とは、改正される政令の中に改正される法律の委任政令が入っていないもの。

※3 うち本則が2条のもの : 2件

※4 うち本則が2条のもの : 4件

※5 うち、52件は施行日により法の施行に伴うことが確認できるが、残りの18件については理由によってのみ確認できる。

法律の施行に伴う関係政令の改正の形式について

(昭五八・六・二九)

一 議題

甲法(又は甲法一部改正法)の施行に伴い関係政令の改正が必要な場合において、甲法施行令(又は甲法施行令一部改正政令)の附則に規定するか、甲法(又は甲法一部改正法)の施行に伴う関係政令整備政令として規定するか、について、次のように考えることはどうか。

1 甲法施行令の規定によって初めて必要となる乙法に基づく政令の関連改正(以下「A改正」という。)及び甲法(又は甲法一部改正法)の施行によって形式的に当然必要となる乙法に基づく政令の関連改正(以下「B改正」という。)は甲法施行令(又は甲法施行令一部改正政令)の附則として規定できるが、B改正ほど必然ではないがこの際同時に改正することが妥当であると認められる乙法に基づく政令の改正(以下「C改正」という。)は附則では行わない。

2 A改正又はB改正の場合(C改正を含む場合を除く。)に、附則によるか整備政令によるかは便宜の問題と考えてよい。

3 整備政令を制定する方式によった場合は、次の4の場合を除き、甲法施行令の改正は当該整備政令に規定して行う。(整備政令一本建て方式)

4 甲法の新規定に伴い甲法施行令の制定が必要であり、かつ、整備政令も必要な場合、A改正のみを甲法政令の附則として規定する。

二 議事要旨

1 B改正を附則とすることは、「附則」の用語を法律の場合と政令の場合とでその範囲を異にして用いる点に問題があるともいえるが、政令の規定を実体的規定と形式的規定に区分することが整理することが法令の分かりやすさの観点から好ましいという点も考慮すべきであり、事実多くの実例の積み重ねもあることから、この際議題1を正規の合意事項としてはどうか、という提案者の説明があつた後討議に入つた。結論自体に異論がなかつたが、その理由付けとして、法律の附則の場合でも附則の範囲を厳格に解すべきではなく、例えば、附則はいわば本則の「主たる内容」に対して「従たる内容」であると緩く考えることとすれば、法律と政令を問わず一貫した説明ができるのではないかという意見があり、これに対して、附則の範囲を余り緩めることが妥当ではないこと、法律と政令の場合との統一基準を求めるよりは、B改正のように法律の場合には考えられない政令特有のものは政令の特殊性と割り切つて考えればよいだろうとするのが多数意見であつた。

2 議題2については、あえて「便宜の問題」としたが、実際上は、制定文の書き方、請議大臣、全体としての体裁等を考慮してケース・バイ・ケースでどちらが選択されることになるう、との提案者の補足説明があつた。なお、議題2が直接想定した問題ではないが、これと関連して、整備政令によつた場合に当該政令の本則で規定した甲法施行令の改正に係るA改正は、整備政令の附則として規定すべきかあるいは本則として並べて規定すべきかの議論があり、これについては賛否両論があつた（その後実例を調べた結果、住宅・都市整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和五六年政令第二六八号）第十九条等は本則方式であり、厚生年金保険法等の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（昭和五五年政令第二八二号）附則第七項は附則方式である。）

3 議題3及び4については、特別の意見がなかった。

4 本件議題の結論を左右するものではないが、B改正の範囲、及びそれとC改正の限界、整備政令と整理政令との範囲の違い等については、別途論ずべき問題であろうとの意見があった。

5 なお、本件議題及び結論は、昭和五三年法令整備のための会議「政令の附則において行い得る他政令の改廃の限度について」（本書（四）六八〇ページ）の議事要旨について政令の附則の特殊性を認知する方向に一歩進めたものである。

資料3 法令整備会議関係資料集（一）一四五ページ

政令の制定文における「・・・の施行に伴い、」等の表現の意味の明確化について

（昭五九・九・一九）

一 議題

標記の表現は、それぞれ別添2に示されるように、政令の制定又は改正の内容に応じて様々のケースにおいて用いられているが、意味の明確かを図るため、次の考え方のいずれによることとしてはどうか。

1 政令改正等の内容が別添1のCを含んでいる場合に、当該C改正等の動機、趣旨を示すための「伴い」の表現を制定文において用いることは避ける。（制定文の機能は政令の根拠となる法律と

の関係を示すことにあり、また、動機、趣旨は理由においても示すことができる。）

2 1に次のいずれかを加える。

(一) 政令改正の内容が別添1のBを含んでいる場合に、当該B改正についての根拠条文は示さないこととする。

(二) 政令改正の内容が別添1のBを含んでいる場合に、当該B改正について、1と同様に考え、「伴い」の表現を用いることは避ける。(制定文における「伴い」の表現が用いられるのは政令改正等の内容に別添1のAが含まれる場合に限られることとなる。)

(別添)

1 政令改正等の内容の分類

A 政令の根拠であった法律の廃止又は一部改正により当該政令の全部又は一部が根拠を失うことになったことによる当該政令の廃止又は一部改正

B 法律の一部改正により当該法律の条項が移動したことに伴う当該条項を引用している関係政令の引用関係の整備

C 新法の制定又は法律の一部改正に伴う関係政令の整備(A・Bを除く。)

D A、B、C以外の政令の改正等(新法の制定又は法律の一部改正とは関係なく行う当該法律の関係政令の制定又は一部改正)

2 それぞれの表現が用いられるケース

「・・・の施行に伴い、」

A、B（委任の根拠を示さない場合）、 $A+B$ （Bについて委任の根拠を示さない場合）
「・・・の施行に伴い、及び・・・の規定に基づき、」
B（委任の根拠をも示す場合）、 $A+B$ （Bについて委任の根拠をも示す場合）、 $A+B+C$ 、 $A+B+C+D$ 、 $A+C$ 、 $A+C+D$ 、 $A+D$ 、 $B+C$ 、 $B+C+D$ 、 $B+D$ 、 $C+D$
「・・・の施行に伴い、・・・の規定に基づき、」

C

二 議事要旨

1 議題提出者から、次のような補足説明があつた。

(一) 別添1のC改正には、法律の一部改正等に伴い、論理的に必要とされる場合と、法律の一部改正等を契機としてその時点における政策判断を踏まえ行われる場合とがあり、その意味でD改正との区別はさほど明確ではない。

(二) 別添2の「・・・の施行に伴い、・・・の規定に基づき、」の表現についての過去の説明としては、次のようなものがあるが、最近は「伴い」を広く制定の趣旨、動機を示すために用いているケースが増えている。

○例解立法技術（第二次全訂新版）四八ページ（同旨「法令作成の常識（セミナー叢書）」（林修三）六六ページ

「このような例は、その政令の直接根拠となつている法律以外の法律の改正によるある制度の改変に付随して、その政令改正を行う必要があるような場合に、特に用いられる。」

○法制執務提要（第二次改訂新版）一四七ページ

「以上述べたように、政令に置かれる制定文は、政令改正の根拠を示すものであるが、根拠法とともに制定の趣旨等を示すことも、さしつかえない。すなわち、委任命令で特に制定の趣旨ないし動機を明らかにしたいという場合には、「何々法の一部を改正する法律の施行に伴い、何々法の規定に基づき」といった制定文を付する。また、政令の規定のうち一部の規定の廃止は、ある法律の施行に伴うとともに、他の改正規定は、ある法律の委任に基づくというような場合にも、同様な表現が用いられる。」

(三) 最近においては、「及び」を使用するケースが大部分であるが、過去においては前出(二)の「法制執務提要」一四七ページの後段のように、A+B+C、A+C、A+D等のケースについても「及び」を使用しない考え方をとっていたと思われる。したがって、「及び」を使用するのかもしれないのか、使用するとすればどのような意味で使用するかも整理しておく必要がある。

2 これまでの取扱いに変更を加えることには意見の一致をみなかった。主な意見は、次のとおり。

(一) 制定文は本来、政令に対する法律の委任関係又は政令の根拠法律を示すことがその目的であるので、「伴い」の表現は委任関係等を示すことができないA改正を含む場合に限るべきである。現在の取扱いは、動機、趣旨を示すための「伴い」の用い方が恣意的であり統一がされていない。

(二) 制定文は官報にも掲載され国民一般が見ることができ、理由は掲載されていない。制定文に動機、趣旨を示し得ることとしておいた方が、国民の理解に資する。(省令についても同様)

(四) 一括法による各種法律の一括改正の施行に伴う各種政令の一括整備政令の制定文については、

委任根拠法律をどのように記載するかの問題があり、「伴い」の表現を用いれば「関係法律」の表現が用いやすい。

(五) 仮にB改正について議題の2(1)の考え方をとるとすれば、法律の条文移動の場合だけでなく、法律条文上使用されていた文言の変更に伴う政令上の文言の変更といったケースについても同様の取扱いをするべきではないか。

(六) 法律の条文移動に伴うもののみをB改正として、C改正と区別することが適切かどうか。その意味でBとCの区分もそれほど明確でないという問題がある。

(七) 「及び」の使用されるのは「伴い」の内容と「基づき」の内容に相違がある場合である。

(八) 「伴い」を広く動機、趣旨を示すものとして「基づき」と併せ用いるとしても、C改正のみのときには「・・・に伴い、・・・に基づき」として「及び」を用いないという扱いは分かりにくいし無用の区別と思われるので、この場合にも「及び」を用いることとしてはどうか。

資料4 法令整備会議関係資料集(四)二〇五ページ

施行令の施行期日に関する規定について

(昭五二・七・一三)

一 議題

施行期日政令の題名を「・・・法の一部の施行期日を定める政令」とした場合において、当該一部の施行と合わせて施行令を施行する旨を明示することが望ましいときは、施行令の施行期日に関する

規定は、次のいずれによるべきか。

(イ) 「・・・法の一部の施行の日(昭和〇年〇月〇日)から施行する。」

(ロ) 「昭和〇年〇月〇日から施行する。」

二 議事要旨

施行令制定時には、通常は施行期日が確定しているから、当該確定日を規定すればよく、(イ)のように確定日のほかに〇〇法の一部の施行の日の文言を入れるのは、念のため又はサービスのためのものであり、特に一部の施行の日が複数あるときはかえって紛らわしいという意見と、〇〇法の一部の施行の日に施行する旨を規定するのが本来的考え方であり、これに確定日を括弧書きで付するのが念のためであるから(イ)によるべきであるとの意見とに分かれ、結局(イ)によるものとされた。

資料5 法令整備会議関係資料集(四)二二九ページ

法律と同時に施行されるべき政令の施行期日に関する規定について

(昭六三・九・一四)

一 議題

施行日が確定日で規定されている法律の施行にあわせて施行すべき政令の施行期日の規定の方式については、次の(イ)の方式に統一することとしてはどうか。

(イ) 「・・・法の施行の日(又は・・・法の一部の施行の日)(昭和〇年〇月〇日)から施行する。」

(ロ) 「昭和〇年〇月〇日から施行する。」

二 議事要旨

1 法律と同時に施行するという規範意識を考慮すれば、(イ)の方式によることに意味があるとの意見に対し、確定日に意味があり、(ロ)の方式で足りるとの意見が出された。

2 法律と同時に施行することを積極的に明らかにする必要がある場合以外は(ロ)の方式によるとの意見が大勢を占めた。なお、整備政令の場合その他いかなる場合についてこれを明示するのが適当であるかを今後とも検討すべきであるとの指摘があった。

読替適用規定中の読替部分の規定の仕方（法律番号の引用）について

（担当 中村参事官）

○ 議事要旨

1 甲法が新法である場合に、乙法（及び丙法）の読替適用規定における甲法の引用の際、原則として法律番号を入れるべきか（議題2（一）①）、入れないこととすべきか（同2（二））については、次のような意見が示された中で、議論が分かれ、意見の一致をみなかつた。

(1) 議題2（一）①の立場からは、乙法（及び丙法）の規定の読替適用である以上、当該規定は甲法に引つ張り込まずに乙法（及び丙法）において読むのであるから、甲法の最初の引用の際に法律番号を入れ、二回目以後の引用の際は入れない（ただし、読替適用の場面が異なる場合、すなわち、読替適用規定が二以上の条（項）に分かれる場合あるいは乙法及び丙法の読替えを行うものである場合にはそれぞれの甲法の最初の引用の際に法律番号を入れ、二回目以後の引用の際には入れない。）という考え方（同2（一）①）が自然であり、従来の多数の用例にも合致するとの意見が多かつた。

(2) これに対し、議題2（二）の立場からは、同じ法律の中で読替適用規定と準用規定が混在する場合に、読替適用規定には法律番号を入れるが、準用規定には入れないという従来の扱いは、煩雑であり、必ずしも十分な根拠があるともいえないこと、近年の多くの促進法・振興法で、題名を引用すればそ

れがどの法律を指すかは自明の事柄に属するとの理由で法律番号を入れないこととした例（資料3及び4）があること等を勘案すれば、読替適用規定の場合も法律番号を入れないこととする考え方（同2（二））に統一することは検討に値するとの意見が示された。

2 甲法が一部改正法である場合には常に甲法を引用することに法律番号を入れるべきこと（議題2（一）②）に関しては、甲法が新法である場合にいずれの立場をとるかを問わず、おおむね意見の一致をみた。

3 読替適用の場合と準用の場合とで法律番号の引用について同じ扱いとすべきかどうかに関し、議題2（一）①の立場からは準用規定も読替適用規定と同様乙法において読むものと解されるとの理由で、同2（二）の立場からはどの法律を指すかが既に自明の事柄に属する点で準用規定も読替適用規定も変わりはないとの理由で、それぞれの立場から扱いを統一（議題2（一）①の立場からは準用読替えに関する例規を改めて法律番号を入れる扱いに統一、同2（二）の立場からは読替適用規定に係る従来の多数の用例を離れて法律番号を入れない扱いに統一）すべきではないかとの問題提起があった。これに対し、同2（一）①の立場から準用規定は甲法において読むものと解されるとの意見があり、また、従来の異なる扱いを実際に統一するのは、現行法令まで遡って改正するか等の課題があつて容易ではない旨の指摘があつた。

読替適用規定中の読替部分の規定の仕方(法律番号の引用)について

(担当 中村参事官)

一 議題

1 甲法で乙法の読替適用について規定する場合において、読替規定中で甲法を引用するときに、次の(イ)から(ハ)までの異なる場合に依じて、甲法の法律番号を入れるか、また、甲法を複数回引用するときに最初の引用の場合にだけ入れるかについては、二 資料にあるように、従来の用例は必ずしも統一されていない。

(イ) ①甲法が新法である場合

②甲法が一部改正法である場合

(ロ) ①乙法の読替適用について規定する甲法の一の条(項)の中で甲法を複数回引用する場合

②乙法の読替適用について規定する甲法の複数の条(項)のそれぞれにおいて甲法を引用する場合

(ハ) 甲法の一の条(項)で乙法及び丙法の読替適用について規定し、乙法の読替部分及び丙法の読替部分のそれぞれにおいて甲法を引用する場合

2 そこで、今後は、原則として次の(一)、(二)いずれかの方針によることとしてはどうか。

(二) ① 甲法が新法である場合には、

(a) 次の (b) 及び (c) ただし書の場合を除き、引用するごとに法律番号を入れる。

(b) 一の条 (項) の中で複数回引用するときは、その最初の引用の場合にだけ法律番号を入れる。

(c) 一の条 (項) で乙法及び丙法の読替適用について規定しているときは、乙法の読替部分及び丙

法の読替部分のそれぞれにおける甲法の引用の際に法律番号を入れる。ただし、当該読替部分

の中で甲法を複数回引用するときは、その最初の引用の場合にだけ法律番号を入れる。

② 甲法が一部改正法である場合には、甲法の題名の引用のみではどの (いつの) 一部改正法を指す

のかが不分明となり得ることから、常に引用するごとに法律番号を入れる。

(二) 甲法に規定された読替適用規定の中で甲法の題名を引用すれば、それが甲法を指すことは自明であると言えるので、甲法を引用する際に法律番号は入れないこととする。

二 資料

1 (イ) ① かつ甲法を一回だけ引用した場合

〔法律番号を入れた例…多数〕

○ 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 (平二三

法二)

(文書図面の掲示の禁止期間)

第五条 (略)

2 第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に対する公職選挙法第四百三条の規定の適用については、同条第十九項第三号中「任期満了の日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日」とする。

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平一九法一三三）

（預金保険法の適用）

第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条中「事項」とあるのは「事項（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号。以下「被害回復分配金支払法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び被害回復分配金支払法第二十八条に規定する被害回復分配金支払業務を除く。）」と、同法第五百二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」

と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び被害回復分配金支払法の規定による業務」とする。

〔法律番号を入れなかった例〕

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平一六法一一二）

（感染症等の指定等の特例）

第二百十一条 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、同法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ国民の声明及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同条第八項の規定にかかわらず、当該疾病を同項の指定感染症として指定することができる。この場合における同法第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「政令で定める期間」とあるのは「厚生労働大臣の定める期間」と、同条第一項中「政令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」と、同条第二項中「前項の政令で定められた期間」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定める期間」と、「当該政令で定められた疾病」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百二十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた疾病」と、「同項の政令により」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定めるところにより」とす

る。

2・3 (略)

2 (イ) ② かつ甲法を一回だけ引用した場合

〔法律番号を入れた例〕

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平一八法
二)

附 則

(経過措置)

2 この法律による改正後のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)第二条第二号に掲げる者(この法律の施行前に死亡した者を含む。)であつてこの法律の施行前に新法の規定により支給される補償金に相当する補償金の支給を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律の施行の日において新法第三条の規定による補償金の支給の請求があつたものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、その者がこの法律の施行前に死亡したときにおける新法第六条第一項の規定の適用については、同項中「ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかつたものがあるときは、これ」とあるのは「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する

法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第二号）附則第二項に規定する者が同法の施行前に死亡したときは、その者に係る補償金」とする。

〔法律番号を入れなかった例は、平成元年以降に公布された法律の中では、確認されなかった。〕

3 (イ)①かつ(ロ)①の場合

〔引用するごとに法律番号を入れた例〕

○東日本大震災復興特別区域法（平二三法一二二）

（住宅地区改良法の特例）

第八十四条 復興交付金を充てて建設された改良住宅についての住宅地区改良法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第三項の規定する復興交付金を充てて」と、同条第三項中「第十三条第三項」とあるのは「第十二条第一項中「の補助」とあるのは「の補助（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第三項に規定する復興交付金（以下この項において単に「復興交付金」という。）を含む。」と、「から補助」とあるのは「から補助（復興交付金を含む。）」と、旧公営住宅法第十三条第三項」とする。

（※住宅地区改良法第二十九条第三項は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による

改正前の公営住宅法（以下「旧公営住宅法」という。）の規定による措置の「例による」規定であり、前記の読替規定中同項に係る部分は、旧公営住宅法を読み替えている部分を読み替えるもの。すなわち、二回の法律番号の引用のうち、一回目は住宅地区改良法の読替部分、二回目は旧公営住宅法の読替部分において引用しているものであり、実質的には（イ）①かつ（ハ）の場合に類する例と言える。）

〔最初の引用の場合にだけ法律番号を入れた例〕

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平一八法五一）

（国民年金法等の特例）

第三十三条（略）

2（略）

3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

4
5
10（略）

〔法律番号を入れなかった例〕

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平二二法六七）

（農業改良資金通法の特例）

第九条 認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業（以下この章において「認定総合化事業」という。）に第五条第四項第一号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第一号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。次号において「促進事業者」という。）」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

4 (イ)①かつ(ロ)②の場合

〔引用するごとに法律番号を入れた例〕

○郵政民営化法(平一七法九七)

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第九十七条 平成十九年九月三十日までの間、郵便貯金銀行に使用される者(常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(以下この条において「職員」という。)に相当する者として公社に属する職員をもって組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便貯金銀行の業務は公務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等(公社及び郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)の負担金を」と、同項各号並びに同法第二百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とする。

第九十八条(第二百二十八条 (略))

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二百二十九条 平成十九年九月三十日までの間、郵便保険会社に使用される者(常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(

以下この条において「職員」という。）に相当する者として公社に属する職員をもって組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便保険会社の業務は公務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等（公社及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）の負担金を」と、同項各号並びに同法第二百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とする。

〔最初の引用の場合にだけ法律番号を入れた例〕

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平二三法二九）

（雑損失の繰越控除の特例）

第五条 確定申告書を提出する居住者が特定雑損失金額（所得税法第二条第一項第二十六号に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るものをいう。）を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における同法第七十一条の規定の適用については、同条第一項中「雑損失の金額（）」とあるのは「雑損失の金額で特定雑損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第五条第一項（雑損失の繰越控除の特例）に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（「と」、「除く。」）は「とあるのは「除く。」）及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除

く。」は」とする。

第六条 (略)

(純損失の繰越控除の特例)

第七条 確定申告書を提出する居住者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が平成二十三年純損失金額(その者の平成二十三年において生じた純損失の金額をいう。)又は被災純損失金額(同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における所得税法第七十条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七条第一項(純損失の繰越控除の特例)に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(同条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」と、「がある」とあるのは「並びに当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた平成二十三年純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)」がある」と、「当該純損失の金額」とあるのは「当該純損失の金額及び当該平成二十三年純損失金額」と、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「のうち」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該居住者のその年の前年以前五

年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）と、「純損失の金額に」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額に」とする。

一・二（略）

2 確定申告書を提出する居住者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が平成二十三年特定純損失金額又は被災純損失金額（平成二十三年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における所得税法第七十条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「震災特例法」という。）第七条第二項（純損失の繰越控除の特例）に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第二項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年特定純損失金額（震災特例法第七条第二項に規定する平成二十三年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（）」と、「のうち、」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの並びに当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた平成二十三年特定純損失金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）」と、「純損失の金額に」とあるのは「純損失の金額並びに当該平成二十三年

特定純損失金額及び当該被災純損失金額に」とする。

3 確定申告書を提出する居住者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における所得税法第七十条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第二項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの（）」と、「のうち、」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）」と、「純損失の金額に」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額に」とする。

4 5 6 （略）

〔法律番号を入れなかつた例〕

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平二一法八〇）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険

「という。」又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定商店街活性化事業者又はその組合員若しくは所屬員である中小企業者が認定商店街活性化事業計画に従つて行う商店街活性化事業（以下「認定商店街活性化事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証（以下「商店街活性化事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

4 認定商店街活性化支援事業者であつて、当該認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業（以下「認定商店街活性化支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定商店街活性化支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

5

(イ)②かつ(ロ)①の場合

〔引用するごとに法律番号を入れた例〕

○地方税法等の一部を改正する法律(平一八法七)

附 則

(過少申告加算金及び不申告加算金に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第七十一条の十四、第七十一条の三十五、第七十一条の五十五、第七十二条の四十六、第七十四条の二十三、第九十条、第二百七十八条、第三百二十八条の十一、第四百八十三条、第五百三十六條、第六百九条、第六百八十八条、第六百九十九条の二十一、第七百条の三十三、第七百一条の十二、第七百一条の六十一、第七百二十一条及び第七百三十三条の十八の規定は、平成十九年一月一日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加算金及び不申告加算金について適用し、同日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金及び不申告加算金については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第五条 (略)

2 3 4 (略)

5 個人の道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十九年以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等(第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法

「という。」第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等であつて、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めのないものにあつては、その効力を生ずる日）が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る損害保険料（同号に規定する損害保険料をいう。以下この項において同じ。）を支払つた場合には、新法第三十四条第一項第五号の三の規定により控除する金額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同項第五号の三の規定を適用する。この場合において、同号中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」と、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛け金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払つた」とあるのは「又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第五条第五項に規定する長期損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払つた」と、同条第七項中「同項第五号の三」とあるのは「同項第五号の三（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第五条第五項において適用する場合を含む。）」とする。

一〇三（略）

6
14（略）

〔最初の引用の場合にだけ法律番号を入れた例〕

○被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平一六法一三）

附 則

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であつて、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があつた地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになつたことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一

部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

〔法律番号を入れなかった例は、平成元年以降に公布された法律の中では、確認されなかった。〕

6 (イ)②かつ(ロ)②の場合

〔引用するごとに法律番号を入れた例〕

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平二三法一一九)

附 則

(事業年度の定義に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十四年三月三十一日までの間に
おける改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新法
」という。)
第二条第三項第三号の規定の適用については、同号中「第六十六条の十一の二第五項
」とあるのは、「第六十六条の十一の二第十一項」とする。

第三条(第十六条 (略))

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第三十九条の規定は、同条第一項に規定する被災者等(以下第四項までにおいて「被災者等」という。)が施行日の翌日以後に受ける同条第一項に規定する代替建物の所有権の保存若

しくは移転又は同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該代替建物の新築又は取得が同日前であるときににおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該代替建物の新築又は取得後」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日の翌日以後」とする。

2 (略)

3 新法第四十条の規定は、被災者等が施行日の翌日以後に受ける同条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転又は同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得が同日前であるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日の翌日以後」とする。

4 5 8 (略)

〔最初の引用の場合にだけ法律番号を入れた例及び法律番号を入れなかった例は、平成元年以降に公布された法律の中では、確認されなかった。〕

(イ)①かつ(ハ)の場合(少数)

[法律番号を入れなかった例]

○租税特別措置法(昭三二法二六)

(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)

第六十六条の四の二 内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合を含む。)には、税務署長等(国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。)は、これらの申立てに係る前条第十七項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(これらの申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。)及び当該法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限(同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。)から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日(当該合意がない場合その他政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第七項において「納税の猶予期間」という。)に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 税務署長等は、前項の規定による納税の猶予（以下この条において「納税の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 5 (略)

6 納税の猶予を受けた法人税についての国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、国税通則法第二条第八号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項中「及び納税の猶予」とあるのは「及び納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）以下この項において同じ。」と、同法第五十五条第一項第一号及び第七十三条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」と、国税徴収法第二条第九号及び第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第一百五十一条第一項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）及び租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」とする。

7・8 (略)

(※租税特別措置法第六十六条の四の二は、平成十九年の改正(平成十九年法律第六号)により追加されたもの。その後、同条第一項のみが平成二十二年法律第六号及び平成二十三年法律第一百四十四号により二回にわたり改正されている。)

〔法律番号を入れた例は、平成元年以降に公布された法律の中では、前掲の東日本大震災復興特別区域法第八十四条(3) (イ)①かつ(ロ)①の場合)及び次のような例を除き、確認されなかった。〕

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平一八法七七)

(児童福祉法等の特例)

第十三条 (略)

257 (略)

8 第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の申込書に係る児童に対する母子及び寡婦福祉

法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十八条及び児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

第十三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「市町村は、」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた」と、「保育所」とあるのは「当該私立認定保育所」とする。

(イ)②かつ(ハ)の場合

〔引用するごとに法律番号を入れた例〕

○国立大学法人法の一部を改正する法律(平一九法八九)

附 則

(大阪外国語大学の解散等)

第二条 国立大学法人大阪外国語大学(以下「大阪外国語大学法人」という。)は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学法人」という。)が承継する。

2・3 (略)

4 大阪外国語大学法人の平成十九年四月一日に始まる事業年度(以下この条において「最終事業年度」という。)は、大阪外国語大学法人の解散の日の前日に終わるものとする。

5 大阪外国語大学法人の最終事業年度における業務の実績については、大阪大学法人が準用通則法(国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号))をいう。以下この条において同じ。)第三十二条第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、大阪大学法人に対してなされるものとする。

6～10 (略)

11 第六項、第七項及び前項の規定により大阪大学法人が行うものとされる大阪外国語大学法人の行った事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については大

阪大学法人の行った事業に係るこれらの業務とみなして、国立大学法人法第十一条、第二十条第四項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人大阪大学の国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）の施行の日を含む」と、当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度、」とあるのは「大阪外国語大学法人（国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第二条第一項に規定する大阪外国語大学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）の」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度、」とあるのは「大阪外国語大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項中「毎事業年度、」とあるのは「大阪外国語大学法人の最終事業年度の」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において大阪外国語大学法人が積み立てた積立金」とする。

12 (略)

〔最初の引用の場合にだけ法律番号を入れた例及び法律番号を入れなかった例は、平成元年以降に公布された法律の中では、確認されなかった。〕

【参考】

甲法で乙法を準用し、乙法の規定を読み替える場合、読替規定中に引用する甲法に係る法律番号は入れないこととされている（例規 法令審査事務提要（改定）五三ページ（六）（1））。このことと、甲法で定義された字句又は甲法で定められた略称を読替規定中で用いないこととしていることとの関係については、次のように整理されている（同 五四ページ（2）・五五ページ（注））。

準用読替えについては、設問の場合乙法において読むのか乙法の規定を甲法に引つ張り込んで読むのかという問題があるが、片仮名書き・文語体の法令を平仮名書き・口語体の法令で準用し読替規定を置くととき片仮名書き・文語体で読み替える扱いがとられていることは、右の問題について、どちらかといえば、乙法において読むという考え方をとるものと解される。また、甲・乙、両法で定義された同一の字句が若干その定義を異にするような場合があれば、読替えに当たって限定を付けざるを得ない。このような観点から（定義された字句又は定められた略称は用いない）こととするものであるが、・・（中略）・・法律番号については、当該法律がどの法律を指すものであるかは既に自明の事柄に属することであるので、その指示を省略することとするものである。

〔平成二四年法令整備会議第一回 議題第三号関係議事要旨〕

施行期日の異なる複数の条、項又は号の追加を一の政令改正において行うことによつて条等の番号に一定の期間欠落が生じることについて

(担当 河西参事官)

○ 議事要旨

1 条等の一部が一定期間欠落することの問題点として、法令集編纂^{きん}上の問題の他、条等の一部が欠落している間に当該部分に関して政令改正の必要が生じた場合に、複雑な対応が必要となり得る点が指摘された。

こうした改正形式を認めるべきかとの点については、次のような技術的な工夫によつて、可能な限り避けるべきとの意見が大方の意見であつた。

(一) 施行期日が後になる条等の番号を①枝番とする、②末尾に追加される番号とする等、追加する条等の番号を工夫することで施行期日が異なつても条等の番号が欠落した形とならないようにする。

(二) 全て施行させた上で、一部の規定について適用あるいは効力の発生を遅らせる。

また、総務主幹から、本議題について、次長は、「施行日が条約の発効にかかっている場合のように施行の先後が確定していない場合等やむを得ない場合を除き、条等の一部が一定期間欠落することとなる改正方式はとるべきでない」との見解であることが紹介された。

2

1(一)又は(二)のような技術的な工夫によっても解決できない場合の対応として、いわゆる「二段ロケット方式」については、①原則として許容されていないこと、また、②施行期日が確定日でない場合には調整規定が必要となり完全な解決策とはならないとの指摘があった。

次に、同一の題名の複数の政令改正に分けて行う場合、それらを同一閣議にかけることが適切であるかとの点については、①過去の法令整備会議（「いわゆる「二段ロケット方式」による政令改正の可否について（平成一四・九・九）」において「分かりにくいので避けるべき」との意見があったこと、②最近の事例として、閣議を一回ずらせて対応したことが紹介された。

施行期日の異なる複数の条、項又は号の追加を一の政令改正において行うことによつて条等の番号に一定期間欠落が生じることについて

(担当 河西参事官)

一 議題

1 一の政令改正において複数の条、項又は号(以下「条等」という。)を追加する場合で、それらの施行期日が異なり、条等の番号が若いものの追加の施行期日が遅い場合、一定の期間、条等の番号が欠落した形となる。例えば、次の例では、公布の日から〇年×月△日まで、第四号が欠落した形となる。

(例)

A条に次の二号を加える。

四 (略)

五 (略)

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、A条に二号を加える改正規定(第四号に係る部分に限る。)は、〇年×月△日から施行する。

2 このような例は、改正法の整備政令や国会承認手続が一体的に行われた条約関連の政令改正等、政令改正の理由・趣旨が同一の場合において見られる。これは、条等の番号の欠落を回避するには施行期日ごとに政令を複数に分けることとなるため、煩雑さを避けるとともに、同一の改正理由・趣旨に基づく政令改正の一覧性を確保する等の観点によるものと考えられる。

3 施行期日が異なる場合における法令集編纂さんの主な実務としては、未施行の部分も含めて条文を改めた上で、次のような対応が取られている。

(1) 現行日本法規（ぎょうせい）

法令が公布されれば、未施行の部分も織り込んで条文が改められ、未施行部分については傍線が施され、「」の部分は未施行」との注を付す対応が取られている。この結果、法令集上、条等の番号に欠落は生じない。

(2) 六法全書（有斐閣）

法令が公布されれば、未施行の部分も織り込んで刊行され、その施行日が六法全書の発売日より先になる場合、効力をもつ旧条文で、次の年版が出るまでに施行されるものが、「補遺」に「旧規定」として掲載される。ただし、次の年版が出て未施行期日が来ていない場合については、本体の新条文の次に小さな字で「平成〇〇年法〇〇による本条の改正規定は、平成〇〇年〇月〇日から施行される。前日まで効力のある規定を次に掲げる。」との注記がなされた上で、旧規定が掲載される。このため、条等の追加の施行期日の間が一年を超えると、条等の番号が欠落した法令が本体に小さな字で掲載される可能性がある（ただし、このような例は確認できなかった）。

4 1で述べたような改正形式は、政令改正の理由・趣旨が同一であれば特段の問題はないと考えて良いか。法令集の編纂実務において右のような対応が取られていることを踏まえると、条等の番号に欠落が生じる期間が長期にわたらないようにする（例えば、条等の番号の欠落が生じる期間が一年を超える場合には、政令改正を分けて多段階で改正する形式をとる）等の留意が必要か。

二 資料

以下の例では、傍線を付した条等の番号が一定期間欠落することになる。

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書が発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平二四政二)

(略)

第二条中「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
- 二 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定
- 三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の改正規定（同条第一号に係る部分に限る。）・・・の規定 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日
- 二 (略)

※ペルー協定の効力発生日…三月一日、メキシコ協定の効力発生日…四月一日

○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭五六政一四）

(略)

第七十四条の次に次の六条及び一章を加える。

第七十五条 (略)

第七十六条 (略)

第七十七条 (略)

第七十八条 (略)

第七十九条 (略)

第八十条 (略)

第四章 (略)

(略)

附 則

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年三月一日）から施行する。ただし・・・健康保険法施行令第七十四条の次に六条及び一章を加える改正規定（同令第七十八条及び第四章に係る部分を除く。）・・・の規定（略）は、同年四月一日から施行する。

○法人税法施行令の一部を改正する政令（平二〇政一五六）
△平成二〇年四月三〇日公布▽
（略）

第二編第一章第一節第三款の三の次に次の一款を加える。

第三款の四（略）

第三百三十一条の四（略）

第三百三十一条の五（略）

第三百三十一条の六（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

三・・・第二編第一章第一節第三款の三の次に一款を加える改正規定（第三百三十一条の五に係る部分

に限る。）。・ ・ ・の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
の施行の日（平成二十年十二月一日）

〔平成二四年法令整備会議第二回 議題第一号関係議事要旨〕

守秘義務の劣後を内容とする解釈規定について

(担当 太刀川参事官)

○ 議事要旨

1 これまでの立法例からみた傾向について、通報者が認知した事象が虐待等通報すべきものに該当するかどうか即断し難いと想像される状況においては、通報すべき場合を「とと思われる場合」等と主観的な判断の余地を許す形で規定した上で、なお解釈規定を設けて通報を促すこととする一方、通報の要件が明確に規定されている場合にはあえて解釈規定を設けていないのではないかと意見や、守秘義務を負う者と負わない者とに一律に通報を義務付ける場合には両者の取扱いを等しくするために解釈規定を設ける一方、守秘義務を負う者のみに通報を義務付ける場合には、あえて解釈規定を設けていないのではないかと意見があった。

2 今後の立法において、一般に議題のような解釈規定を設ける方がよいのか、あるいは設けない方がよいのかについては、両論あるものの、設けない方がよいという意見が優勢であった。

3 解釈規定を設けることに積極的な立場からは、個人情報の保護が求められる時勢において、行政実務上必要な情報の交換を適切に行えるようにするためには解釈規定が設けられる方が望ましい、通報が「正当な理由」に当たることが明らかになるとの意見があった。

4 解釈規定を設けることに消極的な立場からは、次のような意見があった。

・ 通報を求める公益上の要請が、これにより害される利益を上回ると判断するに曖昧さがある場面では、その優劣を明らかにするために解釈規定を設ける意味があるとしても、通報に守秘義務を上回る「正当な理由」があることがはっきりしている場合には不要ではないか。

・ 一律に解釈規定を設けるとすれば、任意の通報など、全ての法律について解釈規定の必要性を判断した上で解釈規定の有無を判断する必要が生じるが、「正当な理由」には様々な事情があり、一律に解釈規定を設けることは困難ではないか。

・ 解釈規定がない場合には「正当な理由」がなく、守秘義務が及ぶとの反対解釈を生むおそれがあるのではないか。

守秘義務の劣後を内容とする解釈規定について

（担当 太刀川参事官）

一 議題

1 平成十二年に議員立法により成立した児童虐待の防止等に関する法律（平一二法八二）を始め、最近の立法には、虐待等の事案を行政庁に通報することを義務付けること等を内容とする規定を設けた場合に、併せて職務上の守秘義務に関する規定が当該通報を妨げるものと解釈してはならない旨の規定を置く例が散見される（資料1参照）。

2 刑法第三百三十四条等の守秘義務に関する規定は、「正当な理由」がない場合における漏示を適用対象としているところ、一般に、法律上通報が義務付けられている場合にこれを履行することは、この「正当な理由」に当たると解されている（資料2参照）。あえて前記のような解釈規定を置くことには、通報への躊躇^{ちゅうちよ}を抑制する効果があると考えられるが、その一方で、このような解釈規定がない通報（資料3参照）について守秘義務が及ぶのではないかとの解釈上の疑義を生じさせることとなるのではないかとこの疑問が生ずる。また、通報義務ではなく任意に通報することができる旨の規定に付随して同様の解釈規定が置かれる例もあるが、通報を許容する旨の規定が（その他の民事刑事上の免責とともに特に）守秘義務が及ばないことを明らかにする趣旨であれば、同一の内容を重複して定めていることになるの

ではないかとの疑問も生ずる。

3 そこで、今後の一応の方針として、ある公益上の目的により行政庁が一定の個人情報把握する立場にある者からその通報を受ける仕組みを法律上整備しようとする場合に、当該通報が守秘義務に優先する旨の解釈規定を併せて設けるのは、原則として、家庭内における暴力行為や個人の心身障害といった一般に人が他人に知られたくないと強く望むと考えられる情報が通報の対象となつてゐる等の事情があることにより、当該情報について通報を求める公益上の要請がこれを秘匿すべき利益を上回るものであればそのことをあらかじめ明らかにしておくことが通報を促す上で特に有効であると認められる場合に限ることとしてはいかがか。

二 資料

1 通報義務が守秘義務に優先する旨の規定例

○児童虐待の防止等に関する法律（平一二法八二）【衆法】

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2・3 （略）

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平一三法三一）【参法】

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平一七法一二四）【衆法】

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 (略)

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができ
る。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇

その他不利益な取扱いを受けない。

○児童福祉法（昭二二法一六四）【児童福祉法等の一部を改正する法律（平二〇法八五）により追加された規定】

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にいせつな行為をすること又は被措置児童等をしていせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならぬ。

② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

③ (略)

④ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

⑤ 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平二三法七九）【衆法】

（障害者虐待の早期発見等）

第六条（略）

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3（略）

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者が発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者が発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 (略)

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 (略)

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二條 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 (略)

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 (略)

2 職務上の守秘義務の規定例

○刑法（明四〇法四五）

(秘密漏示)

第三百三十四條 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職に

あつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

(参考一)

「漏示に「正当な理由」がある場合には、処罰の対象とならない（違法性阻却事由による違法性阻却）。漏示が法律上の義務である場合がその例である（たとえば、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律一二条参照）」（山口厚「刑法各論第二版」一三三頁）

(参考二)

「本罪が成立するためには、人の秘密が「正当な理由がないのに」漏らされることが必要である。正当な理由があるものとして違法性が阻却される主たる例は、法令による行為の場合である」（曾根威彦「刑法各論第四版」八五頁）

○国家公務員法（昭二二法一一〇）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

② 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

③～⑤ （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
十三～十八 （略）

○職業安定法（昭二二法一四一）

（秘密を守る義務等）

第五十一条 有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

② 有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に關して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

九 第五十一条第一項の規定に違反した者

(参考三) 昭和四十三年当時の職業安定法第五十一条

(秘密の厳守)

第五十一条 公共職業安定所の業務又は職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集若しくは労働者供給事業に関して、労働者、雇用主その他の者から知り得た労働者又は雇用主の個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。但し、職業安定局長の指示に基いて公表する場合は、この限りでない。

(参考四)

「労働者の勤務先のいかなりというような事実が：一応は職業安定法第五条にいう「秘密」にあたるとしても、これを他に漏らすことについて相当の理由があるときは、それを許す旨の格別の規定はなくても、その漏洩は許されると解すべきである」「刑事訴訟法第一九七条第二項の規定による照会に対しては、一般にはこれに應ずるのが照会を受けた公務所等の義務であり、本件で問題になつてゐるたぐいの秘密は、犯罪の捜査という重要な刑事司法活動に係る右の義務との関係においてもなお保持されなければならないとは考えられないから、その照会に應ずることは、職業安定法第五条の規定によつて妨げられることはない」と解する」(昭和四三年五月七日内閣法制

局一発第四号)

○保健師助産師看護師法(昭二三法二〇三)

(秘密を守る義務)

第四十二条の二 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

第四十四条の三 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○弁護士法(昭二四法二〇五)

(秘密保持の権利及び義務)

第二十三条 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○地方公務員法(昭二五法二六一)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2511 (略)

12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならぬ。

3 (略)

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十四条第一項又は第二項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

三 (略)

○宅地建物取引業法（昭二七法一七六）

（秘密を守る義務）

第四十五条 宅地建物取引業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業を営まなくなつた後であつても、また同様とする。

（宅地建物取引業者の使用人等の秘密を守る義務）

第七十五条の二 宅地建物取引業者の使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、宅地建物取引業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業者の使用人その他の従業者でなくなつた後であつても、また同様とする。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第四十五条又は第七十五条の二の規定に違反した者

三の二〜七（略）

2（略）

○日本銀行法（平九法八九）

（役員及び職員の秘密保持義務）

第二十九条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用して

はならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

第六十三条 第二十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○社債、株式等の振替に関する法律（平一三法七五）

（秘密保持義務）

第七条 振替機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、

監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二百九十二条 第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○電子記録債権法（平一九法一〇二）

（秘密保持義務）

第五十五条 電子債権記録機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、電子債権記録業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第九十六条 第五十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 守秘義務を負う者に通報等を義務付ける規定例

○児童福祉法（昭二二法一六四）

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

○食品衛生法（昭二二法二三三）

（中毒患者又はその死体の届出）

第五十八条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

2 5 （略）

○刑事訴訟法（昭二三法一三一）

第九十七条 （略）

② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

③ ⑤ （略）

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

○母体保護法（昭二三法一五六）

（届出）

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項又は第十四条第一項の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

○医師法（昭二三法二〇一）

（異状死体等の届出義務）

第二十一条 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

○麻薬及び向精神薬取締法（昭二八法一四）

（医師の届出等）

第五十八条の二 医師は、診察の結果受診者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、そ

の者の氏名、住所、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項をその者の居住地（居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、現在地とする。以下この章において同じ。）の都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平一〇法一一四）

（医師の届出）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- 二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

2 6 (略)

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平一五法一一〇）

(入院等の決定)

第四十二条 裁判所は、第三十二条第一項の申立てがあつた場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 (略)

二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 (略)

2 (略)

(入院等)

第四十三条 (略)

2 前条第一項第二号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならない。

3・4 (略)

(退院の許可又は入院継続の確認の決定)

第五十一条 裁判所は、第四十九条第一項若しくは第二項又は前条の申立てがあつた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見(次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定入院医療機関の管理者

の意見及び当該鑑定)を基礎とし、かつ、対象者の生活環境(次条の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条後段において準用する第三十七条第三項に規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 (略)

二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 (略)

2 (略)

3 第四十三条第二項から第四項までの規定は、第一項第二号の決定を受けた者について準用する。

4 (略)

(守るべき事項)

第七七条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 一定の住居に居住すること。
- 二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。
- 三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第百十一条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項第二

号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第二項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反する事実又は第一百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平一九法二二）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 二十九（略）

三十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）

三十一（略）

三十一の二 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関

三十二 三十五（略）

三十六 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（第四条第一項にお

いて単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。）

三十七〜四十三 （略）

（疑わしい取引の届出等）

第九条 特定事業者（第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者を除く。）は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関する組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2〜4 （略）

〔平成二四年法令整備会議第二回 議題第二号関係議事要旨〕

法律の規定と同時に施行されるべき政令の施行期日の規定の仕方について

(担当 嶋参事官)

○ 議事要旨

1 政令を「法律と同時に施行することを積極的に明らかにする必要がある場合」等に②又は③の方式によることに付いて、どのような場合がこれに当たるかについての理論的な整理はよく分からないという意見であったが、最近の審査実務においては、特段の理由がない限り、(イ)の場合は①、(ハ)の場合には③によっているということに異論はなかった。

(ロ)の場合については、(イ)と同様に、政令の施行期日は法律の施行という事実の発生にかからしめられるが、

・ (ハ)の場合とは異なり、法律の規定により、法律の施行期日が定められており、さらに施行期日政令を参照する必要はないこと。

・ 法律の規定により法律の施行期日が明らかである以上、政令でプラスαの内容を付け加えるべきではないと考えられること。

から、(ロ)の場合には、原則として②によるのではないかとの意見であった。ただし、法律の規定の施行とともに、当該規定と関連のない政令の改正が多数ある場合にも③の方式によるべきか異論があつ

た。

2 また、法律の施行期日を条約の発効という事実の発生にかからしめる場合の規定の仕方及びその場合の当該法律の規定と同時に施行されるべき政令の施行期日の規定の仕方についても、類似の問題があるのではないかとの指摘があつた。

法律の規定と同時に施行されるべき政令の施行期日の規定の仕方について

(担当 嶋参事官)

一 議題

1 法律の規定の施行期日が次の(イ)から(ハ)までの方法で規定されている場合に、それぞれ当該法律の規定と同時に施行されるべき政令の施行期日の規定の方法は、①から③までのいずれによるべきか。

- ① 「平成〇年〇月〇日から施行する。」
- ② 「〇〇法(の一部)の施行の日から施行する。」
- ③ 「〇〇法(の一部)の施行の日(平成〇年〇月〇日)から施行する。」

(イ) 法律の規定の施行期日が、具体的な年月日で規定されている場合(「平成〇年〇月〇日」)

(ロ) 法律の規定の施行期日が、法律の公布の段階で確定しているが、具体的な年月日では規定されていない場合(「公布の日から起算して〇〇を経過した日」等)

(ハ) 法律の規定の施行期日が、法律の公布の段階で確定しておらず、政令に委任されている場合(「公布の日から起算して〇〇を超えない範囲内において政令で定める日」等)

2 過去の法令整備会議資料をみると、1の設問について、抽象的には、「法律の規定と合わせて施行令を施行する旨を明示することが望ましいとき」や「法律と同時に施行することを積極的に明らかにする必要がある場合」に、②又は③の方式によるという基本的な考え方が採られてきたように思われるが、どのような場合が「法律の規定と合わせて施行令を施行する旨を明示することが望ましいとき」や「法律と同時に施行することを積極的に明らかにする必要がある場合」に該当するのかについて具体的な判断基準がなければ、実務上意味がない。

最近の規定例の傾向をみた場合、最近の実務においては、「法律の規定と合わせて施行令を施行する旨を明示することが望ましいとき」や「法律と同時に施行することを積極的に明らかにする必要がある場合」を、法律と政令の内容の関連性や整備政令の場合といった要素から判断するのではなく、原則として、法律の規定の施行期日の規定方法（＝法律の規定の施行期日が具体的な年月日で規定されていないこと）から形式的に判断していると考えてよいか。

形式的に判断すべきではないと考える場合には、どのような判断基準によるべきと考えるか。又は、どのような判断基準によっているか。

二 資料

平成二三年七月から平成二四年六月までの間に公布された新規政令及び制定文に「法律の施行に伴い」と規定されている政令について

(イ) 法律の規定の施行期日が、具体的な年月日で規定されている場合（「平成〇年〇月〇日」）

(① 政令の施行期日が「平成〇年〇月〇日」の例 三四件)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平二三政二七二）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平二三政二八九）

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政三〇七）

○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平二三政三〇八）

○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平二三政三一〇）

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令（平二三政三六二）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令（平二三政三六四）

○関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政三六五）

○公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政三六八）

○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平二三政三七五）

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平二三政三七六）

○消費税法施行令の一部を改正する政令（平二三政三八一）

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二三政三八四）

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平二三政三九四）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平二三政四〇七）

○株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政四二二）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平二三政四二四）

○森林法施行令の一部を改正する政令（平二四政七）

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障

害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平二四政二六）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（平二四政九六）

○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平二四政九七）

○沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二四政九八）

○特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平二四政九九）

○所得税法施行令の一部を改正する政令（平二四政一〇〇）

○法人税法施行令の一部を改正する政令（平二四政一〇一）

○相続税法施行令の一部を改正する政令（平二四政一〇二）

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二四政一〇四）

○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平二四政一〇五）

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二四政一〇六）

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

(平二四政一〇七)

○ 地方税法施行令の一部を改正する政令 (平二四政一〇九)

○ 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (平二四政一一〇)

○ 関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平二四政一一一)

○ 児童手当法施行令の一部を改正する政令 (平二四政一一三)

(② 政令の施行期日が「〇〇法 (の一部) の施行の日」の例 〇件)

(③ 政令の施行期日が「〇〇法 (の一部) の施行の日 (平成〇年〇月〇日)」の例 〇件)

(ロ) 法律の規定の施行期日が、法律の公布の段階で確定しているが、具体的な年月日では規定されていない場合 (「公布の日から起算して〇〇を経過した日」等)

(① 政令の施行期日が「平成〇年〇月〇日」の例 〇件)

(② 政令の施行期日が「〇〇法 (の一部) の施行の日」の例 三件)

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令 (平二三政二一一)

○ 運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令 (平二三政三〇〇)

○沖繩振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平二四政一三八）

（③政令の施行期日が「〇〇法（の一部）の施行の日（平成〇年〇月〇日）」の例 七件）

○中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二三政二二三）

○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平二三政二四一）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係政令の整備に関する政令（平二三政三四八）

○地域再生法施行令の一部を改正する政令（平二三政三五一）

○土地改良登記令の一部を改正する政令（平二三政三五二）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平二三政三六一）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平二三政三六三）

（ハ）法律の規定の施行期日が、法律の公布の段階で確定しておらず、政令に委任されている場合（「公布の日から起算して〇〇を超えない範囲内において政令で定める日」等）

（①政令の施行期日が「平成〇年〇月〇日」の例 三件）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二三政二〇七）

○農林水産省組織令の一部を改正する政令（平二三政二四六）

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政二九六）

（②政令の施行期日が「〇〇法（の一部）の施行の日」の例 一件）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平二三政三九七）

（③政令の施行期日が「〇〇法（の一部）の施行の日（平成〇年〇月〇日）」の例 四九件）

○石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平二三政二〇五）

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政二二〇）

○都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平二三政二二五）

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平二三政二二八）

○スポーツ基本法施行令（平二三政二三二）

○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平二三政二三五）

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政二三七）
- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平二三政二三九）
- 総合特別区域法施行令（平二三政二四三）
- 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行令（平二三政二八八）
- 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（平二三政二九四）
- 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平二三政三二一）
- 預金保険法施行令の一部を改正する政令（平二三政三三一）
- 沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平二三政三三四）
- 調達価格等算定委員会令（平二三政三三七）
- 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政三三九）
- 港湾法施行令の一部を改正する政令（平二三政三四三）
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平二三政三五五）

- 公共施設等運営権登録令（平二三政三五六）
- 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平二三政三六七）
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平二三政三七〇）
- 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政三九六）
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令（平二三政三九九）
- 東日本大震災復興特別区域法施行令（平二三政四〇九）
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令（平二三政四一三）
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平二三政四一四）
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平二三政四二〇）
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平二三政四二一）
- 津波防災地域づくりに関する法律施行令（平二三政四二六）
- 津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二三政四二七）
- 地方財政法施行令等の一部を改正する政令（平二四政一九）

- 復興庁組織令（平二四政二二）
- 復興推進会議令（平二四政二三）
- 復興推進委員会令（平二四政二四）
- 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平二四政二五）
- 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平二四政三二）
- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平二四政三七）
- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二四政三八）
- 電気事業法施行令等の一部を改正する政令（平二四政四六）
- 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平二四政五四）
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平二四政五六）
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平二四政七〇）
- 地方自治法施行令の一部を改正する政令（平二四政一三七）
- 株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平二四政一四一）
- 金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平二四政一四三）

○刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令（平二四政一五五）

○津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二四政一五八）

○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平二四政一七六）

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平二四政一七八）

○法令整備会議関係資料集（四） 二〇五頁

（二）施行令の施行期日に関する規定について

（昭五二・七・一三）

一 議題

施行期日政令の題名を「……法の一部の施行期日を定める政令」とした場合において、当該一部の施行と合わせて施行令を施行する旨を明示することが望ましいときは、施行令の施行期日に関する規定は、次のいずれによるべきか。

（イ）「……法の一部の施行の日（昭和〇年〇月〇日）から施行する。」

（ロ）「昭和〇年〇月〇日から施行する。」

二 議事要旨

施行令制定時には、通常は施行期日が確定しているから、当該確定日を規定すればよく、（イ）のよ

うに確定日のほかに〇〇法の一部の施行の日の文言を入れるのは、念のため又はサービスのためのものであり、特に一部の施行の日が複数あるときはかえって紛らわしいという意見と、〇〇法の一部の施行の日に施行する旨を規定するのが本来的考え方であり、これに確定日を括弧書きで付するのが念のためであるから(イ)によるべきであるとの意見とに分かれ、結局(イ)によるものとされた。

三 資料 (略)

○法令整備会議関係資料集(四) 二二九頁

(七) 法律と同時に施行されるべき政令の施行期日に関する規定について

(昭六三・九・一四)

一 議題

施行日が確定日で規定されている法律の施行にあわせて施行すべき施行期日の規定の方式については、次の(イ)の方式に統一することとしてはどうか。

(イ)「……法の施行の日(又は……法の一部の施行の日)(昭和〇年〇月〇日)から施行する。」
(ロ)「昭和〇年〇月〇日から施行する。」

二 議事要旨

1 法律と同時に施行するという規範意識を考慮すれば、(イ)の方式によることに意味があるとの意見に対し、確定日に意味があり、(ロ)の方式で足りるとの意見が出された。

2 法律と同時に施行することを積極的に明らかにする必要がある場合以外は、(ロ)の方式によると

の意見が大勢を占めた。なお、整備政令の場合その他いかなる場合についてこれを明示するのが適當であるのかを今後とも検討すべきであるとの指摘があった。

三 資料 (略)

(注) 資料は省略するが、当時は、法律の規定の施行期日が(イ)の場合でも政令の施行期日について③の規定例が相当程度あった。

(例1)

○機械類信用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(昭五九政二一九六)

附則

この政令は、機械類信用保険法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。

※機械類信用保険法の一部を改正する法律(昭五九法二〇)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(例2)

○たばこ事業法施行令(昭六〇政二一)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行する。

※たばこ事業法（昭五九法六八）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（例 3）

○労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令（昭六一政令五九）

附 則

この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年四月一日）から施行する。

※国民年金法等の一部を改正する法律（昭六〇法三四）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

○新訂ワークブック法制執務 二七七〜二八〇頁

問 116 施行期日に関する規定には各種のものがあつたが、これらは、それぞれのようによつて違ふのか。

答 法令の施行期日に関する規定の仕方には、それぞれ当該法令の内容に応じて各種のものがあつた、そのいづれによるべきかは最終的にはそのときどきの判断によることになるが、法令の施行期日に関する規定は、形式面からみると、①当該法令の附則において確定的に定めるものと、②当該法令では確定的に規定しないで他の法令に委任するものとに分けられる。

一 施行期日を当該法令の附則において確定的に規定する方法

法令の施行期日を当該法令の制定権者が自ら定めるといふ意味からいって、望ましい方式であるといえる。この方式の例としては、次のようなものがある。

1 当該法令の公布の日から即日施行するもの

(略)

2 一定の猶予期間を置いて施行するもの

(略)

3 特定の事実の発生にかからせるもの

法令の施行期日を特定の事実の発生にかからせる場合には、次の例に示すように規定する。この方式は、他に当該法令と制度的に一体を成している法律や条約がある場合などにとられる方式である。

次の例一は、ある法律の施行法や施行令について主として用いられるが、括弧書きの部分は、それがあつた方が具体的な施行期日を知る上で便利であるので、親法の施行期日が既に確定しているときは、これを併せ示すこととするのが最近の例である。例二は、国際条約と関連のある法令について用いら

れ、当該条約が我が国についていつから効力を発生するかは、当該条約において定められる。やや特殊なものとして、例三のような規定もみられる。

〔例一〕

○船舶登記令（平成十七年政令第十一号）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。ただし、第三十条第一項及び第二項の規定（……）は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

〈編注 この政令の公布の日は、平成一七年一月二六日である。〉

（以下略）